

(資料3) 防府市デジタル活用支援事業プロポーザル審査評価基準

項番	評価項目	評価の視点	配点
1	類似業務の活動実績	・ 本業務の内容と同種又は類似の教室や講座等を行った実績はあるか。	10
2	見積金額	・ 提案価格のうち（最低見積価格／自社の見積価格）×20点 ※小数点第1位を四捨五入 ※見積価格が本市の示した契約上限額を超過している事業者については、総合点が優れている場合にあっても採用しない。	20
3	業務の実施体制	・ 本業務を確実かつ円滑に遂行するための人員配置、体制となっているか。	10
4	スケジュール	・ 業務の実現性が確保されたスケジュールとなっているか。	10
5	教室の内容 (高齢者向け)	・ 多くの参加者が見込まれる内容になっているか。 ・ 参加者の理解度にあったカリキュラムになっているか。 ・ 参加者のレベルが考慮された体制となっているか。 ・ 市や国の取組の推進が考慮されているか。	30
6	教室の内容 (自治会向け)	・ 自治会内でのスマホ活用の促進に繋がる内容になっているか。 ・ 参加者の理解度にあったカリキュラムになっているか。 ・ 参加者のレベルが考慮された体制となっているか。	30
7	教材	・ 参加者に分かりやすく、理解しやすい教材であるか。	10
8	募集	・ 受付窓口が混乱しないような配慮がされているか。	10
9	追加提案	・ 本業務の成果を高めるための独自の追加提案がなされているか。	20
10	提案内容の的確性	・ コンセプトを含め、仕様書の内容を的確に捉え、本業務を効果的、効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。	20
11	プレゼンテーション能力	・ 聞き手の立場に立った、分かりやすい内容であるか。 ・ 十分なマネジメント能力、コミュニケーション能力を有しているか。 ・ 質問に対して、即座に正確な回答ができていないか。	30
合計			200

留意事項

(1) 一定の品質を確保するため、審査委員全員の配点の合計点の6割を評価の最低基準とし、当該基準を超える者のうち、最高評価点となった者を優先交渉権者とし、残りの者の順位も決定する。

(2) 審査結果が同点の場合、項番3～9の合計点が高い者を上位者として決定する。さらに項番3～9の合計点が高同点の者が複数あるときは、審査委員会の協議により上位者を決定する。